

【場の確保】 都市公園内の放課後児童クラブの整備（東京都荒川区）

概要・ポイント

- ▶ 東京都荒川区は、国家戦略特区法改正（H27年9月施行）により、国家戦略特区内に限り占用許可による都市公園内での保育所等の設置が認められたことから、放課後児童クラブを建設し、場所の確保を実施。
- ▶ 現在では、都市公園法第7条の改正（H29年6月施行）により改正により全国の都市公園内で放課後児童クラブ等の設置が可能となっている。

具体的な取組内容

1 取組前の課題

- ・ファミリー世帯の急増により利用児童数の増加が続いている状態にあり、将来的にも汐入地域の放課後児童クラブの需要が高まることが想定されていた。
- ・また、近隣の小学校の本校舎内に余裕教室はなく、学校近隣での用地確保も困難な状況にあった。

2 内容

- ✓ 平成27年施行の国家戦略特区法改正により、国家戦略特区において保育所等社会福祉施設（通所型）が占用物件に追加。
- ✓ 小学校に隣接する都立汐入公園内にクラブを建設し、平成30年4月に開設。

実施場所	・都立汐入公園内
調整体制	・東京都建設局公園緑地部公園課と協議
調整方法	(1) 都と設置場所を協議し、候補地を決定 ⇒ 公園駐車場内に設置 (2) 専有面積と景観を勘案し、階数を決定 ⇒ 2階建てに



3 取組の成果

- ✓ 都市公園内に設置するための手続きや調整には時間を要するが、用地確保につながった。
- ✓ 公園内にあるため、小学校内よりも外部の人々の目に留まりやすく、地域に開かれた運営を行えるようになった。